明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

関出張所、高松出入国在留管理局松山出張所、福岡出入国在留管理局北九州出張所、福岡出入国在留管理局博多港出張所、福岡出入国在留管理局佐賀出張所、福岡出入国在留管理局長崎出張所、福岡出入国在留管理局対馬出張所、福岡出入国在留管理局熊本出張所、福岡出入国在留管理局大分出張所、福岡出入国在留管理局宮崎出張所及び福岡出入国在留管理局鹿児島出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	首席審査官（審査管理担当）	第七条第一項各号に掲げる事務
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務
	当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務
福岡空港出張所那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務

在留管理局大分出張所、福岡出入国在留管理局宮崎出張所、福岡出入国在留管理局鹿児島出張所及び福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
［項を加える。］		

［項を加える。］